



国土を整え、全力で備える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

お知らせ

記者発表資料

平成28年6月16日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ

鳥取県政記者会

島根県政記者会

岡山県政記者クラブ

広島県政記者クラブ

山口県政記者会

山口県政記者クラブ

山口県政滝町記者クラブ

中国地方建設記者クラブ

中国地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動状況について

中国地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下「推進本部」という。）は、平成28年度における活動方針を決定しました。

よって、推進本部における平成27年度の活動結果及び平成28年度における活動方針について、別紙のとおりお知らせします。

「中国地方整備局建設業法令遵守推進本部」とは、建設業者の法令違反行為への対応を強化することにより、建設生産物の品質を確保するとともに、公平・公正な元請下請契約の推進を図るため、平成19年4月に中国地方整備局に設置された建設業法令遵守の推進体制（本部長：中国地方整備局長）であり、建設業者の法令違反情報等の収集や建設業者への指導・監督を行っています。

<問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231（代表）：（平日・昼間）

【担当】

建政部 建設産業調整官

しな がわ
品 川

たかし
隆

（内線6112）

建政部 計画・建設産業課長補佐

たて いわ
立 岩

あきら
晃

（内線6142）

【広報担当窓口】

広報広聴対策官

さか や
坂 屋

まさ ゆき
政 之

（内線2117）

企画部 環境調整官

まつ もと
松 本

はる お
治 男

（内線3114）

中国地方整備局建設業法令遵守推進本部における 平成27年度の活動結果 及び 平成28年度の活動方針について

I. 平成27年度 活動結果

平成27年度における「中国地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下、「推進本部」という。）」の活動結果は下記のとおりです。

1. 建設業者への立入検査等の状況及び監督処分や勧告などの措置状況

平成27年度は、57業者に立入検査を実施しました。（平成26年度：67業者）

【内訳】

- 下請取引等実態調査の結果に基づく立入検査 30業者
- 被災3県に新たに営業所を新設した業者を中心に選定 2業者
- フォローアップを目的とした立入検査 22業者
- 駆け込みホットラインへの通報案件に対する立入検査 3業者

立入検査の結果により、33業者に対し、改善のための文書勧告を実施しました。これは、立入検査実施業者の約6割にあたります。（平成26年度：39業者【約6割】）

過去に立入検査を実施し、勧告を行った業者への改善状況確認を目的とする立入検査（フォローアップを目的とした検査）を22業者に対し実施した結果、19業者について改善が図られていることが認められました。

勧告に係る改善事項の総数は59件であり、このうち契約に係わる不備が18件（約3割）を占めていました。

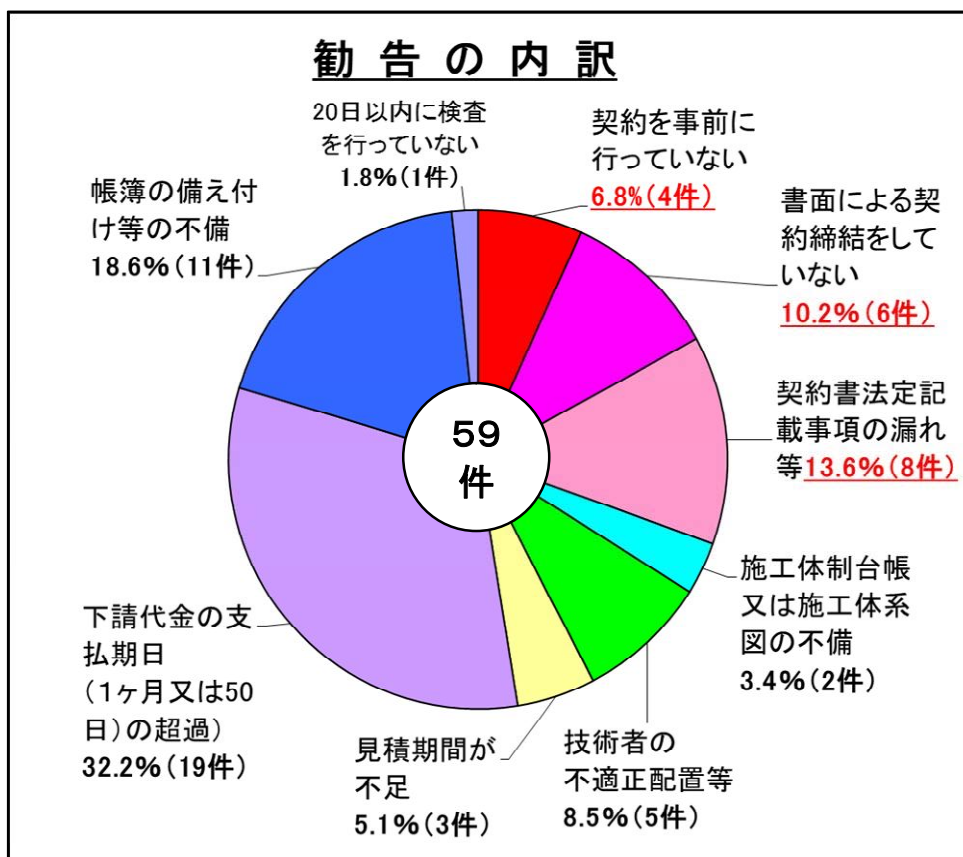
（図－1 参照）

【平成26年度実績】

勧告における改善事項の総数は85件
そのうち、契約に係わる不備が29件（約3割）

【図－１ 勧告内容の内訳】

平成 27 年度立入検査結果による改善勧告



注) 赤字・・・契約の不備に関する事項
30.5% (18件)

監督処分・勧告（立入検査以外）の措置状況

- 「営業停止」 1 社 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反
- 「勧 告」 1 社 基礎ぐい工事における施工データ流用

2. 各県担当部局との合同立入検査

平成 22 年度より、元請下請取引の適正化を広く推進するため、各県知事許可部局と連携のうえ各県知事許可業者に対して合同立入検査を実施し、各県知事許可業者に対する指導も行っております。

平成 27 年度においても、11 月の建設業法令遵守推進月間を中心に 12 業者 に合同立入検査を実施しました。（平成 26 年度は 25 業者）

3. 建設業法令遵守推進本部に寄せられた通報等

推進本部では、建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」を設けて、建設業に係る法令違反に関する情報収集を行っています。

平成27年度は、「駆け込みホットライン」に寄せられた通報等は58件あり、法令違反に関する疑義が9件、不払い相談が21件、その他相談が28件でした。

4. 法令遵守推進に関する活動

建設業における取引の適正化について、11月の『建設業適正取引推進月間』の取組を含め、建設業法の厳正かつ適正な運用により法令遵守指導を通じ、その推進を図っています。

平成27年度は、計24回の講習等を実施し、建設業関係者を中心に述べ1,417名に参加いただきました。

- (1) 建設業適正取引推進月間に各県と共催で講習会を開催 5回
- (2) 建設業団体等が開催する講習会への講師派遣 4回
- (3) 建設業団体との意見交換会等での周知 15回

Ⅱ. 平成28年度 活動方針

別紙のとおり

平成28年度中国地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動方針

平成19年度に創設した建設業法令遵守推進本部（以下、「推進本部」という。）の活動については、建設業の法令遵守、特に元請下請間の契約手続きの適正化において一定の成果が上がっているものの、依然として不適切な契約手続き等を原因とするトラブルが多数発生しており、更なる取組を一層促進する必要がある。

このため、平成28年度中国地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動方針を以下のとおり策定する。

I 今年度の新たな取組

1. 更なる社会保険未加入対策の推進

目標年次である平成29年度が来年度に迫っている中で、社会保険未加入対策の実施に当たり、発注部局や関係機関との連携を図りながら、円滑かつ適切な対応に努める。

具体には、法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書）の活用を徹底する目的で立入検査を実施する。

2. 基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置（告示）の周知徹底

基礎ぐい工事に係る問題の発生を受けて、平成28年3月に「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置（告示）」が策定されたため、各種講習会、立入検査時においてその内容を周知徹底する。

II 継続的な取組

1. 通報制度等の活用

◇「駆け込みホットライン」の利用促進に向けた周知

◇「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の利用促進に向けた周知

◇発注部局等との連携

全ての工事において、施工体制台帳を通じて、社会保険等に未加入の建設業者が確認された場合、発注部局や関係機関と連携して加入指導を行う。

2. 立入検査の実施

◇建設業法違反の是正に関する立入検査

駆け込みホットライン、建設業フォローアップ相談ダイヤル等への通報、建設業許可及び経営事項審査において、建設業法違反等の疑義があるものに対して立入検査を実施する。

◇元請下請取引の適正化に関する立入検査

下請取引等実態調査の結果、建設業法違反等の疑義のあるものから選定する。

◇フォローアップを目的とした立入検査

過去の立入検査において、次の重点項目の勧告を受けた建設業者から選定

■重点項目

①請負契約の不備 ②施工体制台帳の不備 ③技術者の不適正配置

◇被災３県に営業所を新設した建設業者への立入検査

◇外国人建設就労者受入事業に関する立入検査

上記の立入検査時において、以下の項目も併せて実施する。

- ・「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の周知徹底
- ・法定福利費を内訳明示した「標準見積書」等の活用状況の確認
- ・安全衛生経費の確保に関する調査

3. 建設業法令遵守ガイドラインの周知・徹底

建設工事の下請契約において労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化することにより、建設工事現場における労働災害防止に対する元請下請間の意識の向上と共有を図るため、平成２６年１０月に改訂された「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」の周知徹底に努める。

4. 「建設業取引適正化推進月間（１１月）」の取組

毎年１１月の「建設業取引適正化推進月間」について幅広く周知しつつ、取組内容の充実に努める。特に、推進月間期間中は関係機関（管内各県と関係省庁等）との一層の連携強化に努める。

5. 関係機関との連携

◇管内各県、中小企業庁との合同立入検査の実施

◇管内各県と共催して建設業法に関する講習会の実施

◇警察部局と連携を密にした暴力団排除の強化

建設業法が改正され暴力団排除条項が整備されたことに鑑み、警察部局との連携を密にし協力して暴力団排除に努める。

－ 以 上 －